

システム導入要件

本書は、当該業務に関連するシステムの要件について、現時点で想定している内容を整理したものである。「2 想定機能」に記載されている機能についてはあくまで想定であり、必須要件とするものではない。具体的な機能および運用については、選定された事業者との協議により決定するものとする。

1 業務内容

業務の流れを踏まえ、円滑に業務を進めることが出来るよう考慮したシステムを構築すること。また、仕様書の内容に基づき、千代田区に最適なシステムの設計、検証を行うこと。

2 想定機能

(1) 管理者側機能

- ・利用者登録、登録内容変更、削除
- ・予約、変更、削除確定（承認）処理
- ・利用者情報、予約情報の管理
- ・施設のスケジュール（休館日、空き状況等）の登録、変更、削除
- ・予約審査機能（仮予約機能）を備えていること（入力内容の審査を経て予約確定とする運用のため）
- ・自動抽選機能、当落判定
- ・管理者による予約の代行登録が行えること。
- ・利用者属性、予約回数の上限、受付期間の制限等の設定ができること。
- ・システムに登録されている情報の集計処理を行うことができ、処理した結果を csv ファイル形式または Excel 形式でデータ出力が行えること。
- ・キャッシュレス決済が行えること。

(2) 利用者側機能

- ・抽選申込み
- ・予約、変更、削除申請
- ・利用者本人の登録情報確認
- ・施設のスケジュール（休館日、空き状況等）の閲覧
- ・利用者本人の予約情報（利用料金含む）確認

3 仕様

- ・24 時間 365 日の運用を可能とすること。ただし、システムの保守、メンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- ・システムは、ブラウザソフト以外の特別なソフトをインストールすることなく利用できること。

- ・レスポンスデザインによりスマートフォン等による表示に対応すること。
- ・OS及びブラウザは、下記に対応すること。また、それぞれ構築時点の最新バージョンについて動作を保証すること。

【OS】Windows / MacOS / iOS / Android

【ブラウザ】Edge / Firefox / Chrome / Safari

4 セキュリティ対策

- ・TLS 暗号化通信について

施設利用者側画面については、インターネットからの利用者登録画面、ログイン画面において、TLS 暗号化通信を行い、システム上の機密情報（ID、パスワード等）を含め暗号化した運用を行うこと。また、システム全般について、コンピュータウイルス、不正アクセス、改ざんなどの外的脅威に対する防護について、万全の対策を講じること。

- ・管理者端末（指定管理者職員操作側）におけるセキュリティ対策について
- ・管理者機能を使用する際は、ID とパスワードで個人認証に運用を行うことに加え、グローバル IP アドレスで認証を行う二要素認証にて運用を行うこと。
本機能の目的は万が一 ID/パスワードが漏洩しても、グローバル IP アドレスによって制御することで未登録のパソコン等からの「管理者機能」を利用できないようにするためである。
- ・管理システムのアクセスログ、操作ログを取得すること。
- ・システムの稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じること。
- ・使用するソフトウェアは常に最新の状態を保つこと。
- ・構築するシステムはインターネット（クラウド）に構築するものとする、クラウドサービスは以下のいずれかの認証を取得しているクラウドサービスを利用すること。

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）

ISO/IEC 27017（クラウドサービスセキュリティ）

- ・情報セキュリティ対策を実施するに当たっては、「千代田区情報セキュリティポリシー対策基準（第4版）」「Web サイト構築のための対策基準（第2.1版）」の対策基準に基づく機能要件「別紙2 システム導入にかかるセキュリティ要件一覧表」を参照すること。なお、具体的なセキュリティ対策について、区から確認があった場合には速やかに対応すること。

5 システム保守

- ・導入期間中、システムによる業務が滞りなく実施できるよう、定期保守点検等最適な保守を実施すること。また、点検結果の報告を区に行うこと。
- ・システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に区に報告するとともに、システムのトップページにその内容及び期間を表示するものとする。

- ・ 重大なバグや脆弱性、障害が発生した際には速やかに千代田区へ報告し、迅速に対応にあたるものとする。また、定期的なデータのバックアップを行い、障害が発生した場合でも、速やかに復旧が可能な体制とすること。
- ・ データの機密性及び安定安全な運用・素早い保守対応を行うため、システム構築業者、システム保守業者が同一業者であることとする。

6 区との連携

- ・ 本業務を再委託する場合は、必ず事前に文書にて再委託の範囲、管理責任等の契約内容を示し区の承認を得ること。また、受託者は、当該再委託先に対し、本契約における受託者の守秘義務と同等の義務を負わせるとともに、受託者は、再委託先の行為について、自己の行為と同様にその責任を負うものとする。
- ・ 区からの電話、メールでの問合せに迅速に対応できる体制をとるものとする。受付時間として、土・日・祝日、年末年始を除く午前8時30分より午後5時を最低限の受付時間とする。ただし、緊急時にはこの限りではない。

7 機密の保持・セキュリティ・個人情報の保護

- ・ 本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- ・ 本業務の履行のために区が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- ・ 本業務の履行において取り扱う情報及び情報資産について、個人情報の保護に万全を期すものとする。
- ・ 個人情報に関するデータの移行、保管、廃棄といった個人情報を取扱う業務については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守しなければならない。
- ・ 再委託先に対し、機密保持、セキュリティ、個人情報保護の内容について周知徹底を図ること。
- ・ 情報漏洩防止のため、再委託先に対する適切な監督体制を整えること。

8 その他

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに区と協議の上、必要な措置を講じること。